

茨城県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理ロットの認定等要領

(目的)

第1 この要領は、原木きのご類の生産者が、林野庁が定める「放射性物質低減のための原木きのご栽培管理に関するガイドライン」に基づき県が定めた「放射性物質低減のための原木きのご栽培管理に関するチェックシート（平成25年9月19日付け茨城県農林水産部林政課）（以下、「チェックシート」という。）」に即した栽培管理を実施したロット（以下、「管理ロット」という。）について、認定を受けるために必要な事項を定めるものとする。なお、出荷制限等を指示されている市町村における管理ロットについては、本認定をもって、出荷制限等を解除するロットとして認定する。

(認定の対象)

第2 認定対象は、茨城県内において放射性物質低減のための栽培管理が行われたロットとする。

2 認定は、原木きのご類の生産に当たり、管理ロット毎に行うこととし、当該管理ロットは、栽培管理を実施するほだ場、植菌年、原木の産地で区分することとする。

(認定の申請)

第3 管理ロットとして認定を受けようとする者（以下、「認定希望者」という。）は、チェックシートに即した栽培管理に取り組むこととし、具体的な取組を行った日付等をチェックシートに記録するものとする。

なお、チェックシートに即した栽培管理の実施に当たっては、認定希望者は事前に市町村や県に相談することとする。

2 認定希望者は、認定を受けようとする管理ロットに係るチェックシートの写し等のほか、必要な書類を添付した申請書等を、管理ロットが所在する市町村の長あて提出するものとする。

(出荷制限等を指示されている市町村における認定の審査及び通知)

第4 市町村長は、第3第2項の規定により申請書の提出があったときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、様式第1号により、当該市町村を管轄する農林事務所を経由して知事あて申請するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請があったときは、内容の審査を行い適当と認めるときは、これを認定するものとする。

3 知事は、前項の認定をしたときは、認定通知書（様式第2号）により当該市町村長に通知するとともに、当該市町村を管轄する農林事務所長（以下、「所長」という。）及び関係団体に通知（様式第3号）するものとする。

(出荷制限等を指示されていない市町村における認定の審査及び通知)

第5 市町村長は、第3第2項の規定により申請書等の提出があったときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、様式第4号により、所長へ申請するものとする。

2 所長は、前項の規定により申請があったときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、これを認定するものとする。

3 所長は、前項の認定をしたときは、認定通知書(様式第5号)により当該市町村長に通知するとともに、林政課長に対し通知(様式第6号)するものとする。

(内容の変更)

第6 認定を受けた管理ロットを管理する者(以下、「認定者」という。)が当該認定に係る内容を変更しようとするときは、変更申請書(様式第7号)を市町村長へ提出するものとする。

2 市町村長は、前項に基づく書類の提出があったときは、本要領第4又は第5の各項に規定する手続を準用する。

(認定の取消)

第7 知事及び所長は、認定者が作成したチェックシートに基づく栽培管理が行われていないと認められるときには、その認定を取り消すことができる。

2 知事及び所長は、前項の規定により認定の取消しを行ったときは、認定者に対し認定取消通知書(様式第8号)を通知するものとし、その内容について、関係市町村長に対し併せて通知するものとする。

(認定者の公表)

第8 県や市町村は、認定した管理ロットの内容について、ホームページ等により公表するものとする。

(認定希望者に対する支援)

第9 所長は、チェックシートに即した栽培管理等について必要な助言や指導を行うとともに、市町村や関係団体等と連携して技術指導に努めるものとする。

(実施状況報告等)

第10 市町村長は、毎年度末に、当該市町村における認定者の栽培管理の実施状況等について実施状況報告書(様式第9号)により、出荷制限等を指示されている市町村の場合は農林事務所を経由して知事に、出荷制限等を指示されていない市町村の場合は所長に報告するものとする。

2 認定者は、県や市町村及びきのこの販売先等から栽培管理の記録の提示等を求められ

た場合は、これに従うものとする。

3 認定者は、的確に実施状況等を報告するために、作業日誌等の記帳に努めることとする。

(その他)

第 11 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 10 月 31 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。

参考様式

年 月 日

茨城県知事 殿（出荷制限等を指示されている市町村）

〇〇農林事務所長 殿（出荷制限等を指示されていない市町村）

申請者

住 所

氏 名

放射性物質低減のための原木きのご栽培管理ロットの認定申請書

茨城県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理ロットの認定等要領第3第2項の規定に基づき、別紙の原木きのご栽培管理チェックシートに記載した管理ロットについて認定を受けたいので、下記に同意した上で申請します。

記

- 1 申請する栽培管理ロットに関する情報（以下「認定情報」という。）について、県や市町村等の関係機関が公開することに同意します。
- 2 認定に関する表示をするときは、認定を受けた管理ロットについてのみ表示を行うこととし、自らの責任において適正に表示を行うことに同意します。
- 3 登録情報に変更が生じた場合は、同要領第6第1項の規定により、必要書類を添えて速やかに市町村長へ届け出ること同意します。
- 4 その他要領で定める内容について、これに従うことに同意します。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- 原木きのご栽培管理チェックシートの写し
- 栽培管理状況写真帳
- 管理ロットに使用したきのご原木、ほだ木及び発生した子実体の放射性セシウム濃度の検査結果報告書の写し

様式第 1 号

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

〇〇市町村長

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定について

このことについて、(申請者) から別紙のとおり申請がありましたので、関係書類を添えて申請します。

(注) 別紙として、以下の書類を添付する。

- ・生産者から提出のあった申請書
- ・原木きのこ栽培管理チェックシートの写し
- ・栽培管理状況写真帳
- ・管理ロットに使用したきのこ原木、ほだ木及び発生した子実体の放射性セシウム濃度の検査結果報告書の写し
- ・生産者位置図
- ・運用第 1 の 2 (1) に規定する台帳

様式第2号

番 号
年 月 日

市町村長 殿

茨城県知事

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定通知書

年 月 日付で申請のあった放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットについては、茨城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定等要領第4第2項の規定に基づき、下記のとおり認定をします。

記

- 1 出荷の対象は、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート（平成25年9月19日茨城県農林水産部林政課）」（以下、「県チェックシート」という）に基づき管理され、基準値以下であることが確認されたロットとする。（対象ロットは以下のとおり）

認定ロット	市町村	品目
生産者名		
登録ロット名 及び有効期間	追加ロットNo.	認定番号

- 2 出荷対象外の生産物が流通しないよう、出荷物に①生産市町村名、②生産者名及び生産者住所、③栽培方法（露地・施設）、④県による放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定の表示を徹底するとともに、出荷前にはロット毎に1検体の検査を実施すること。なお、認定後30日以内に当該ロットから出荷を行う場合、出荷前検査を省略することができる。

（注）認定番号は別紙により決定する。

(別紙)

○認定番号の入力規則について

認定した日の西暦下2桁(2桁)、栽培品目(1桁)、生産者が所在する市町村を管轄する農林事務所(1桁)、市町村の行政番号(2桁)、生産者(通し番号)(3桁)、ロット番号(通し番号)(4桁)の順に、13桁で表記

(例) 2025年1月1日に認定(25)、原木しいたけ(1)を生産する大子町在住(1-37)のA氏(001)のロットNo.1(0001)

→ 25-1-1-37-001-0001

凡例

番号	栽培品目	農林事務所
1	原木しいたけ	県北農林事務所
2	原木まいたけ	県央農林事務所
3	原木なめこ	鹿行農林事務所
4	原木ひらたけ	県南農林事務所
5	その他原木きのこ	県西農林事務所

様式第 3 号

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 殿
関係団体の長 殿

茨城県知事

放射性物質低減のための原木きのご栽培管理ロットの認定に係る通知

年 月 日付けで〇〇市町村長から申請のあったこのことについて、下記のとおり管理ロットを認定したため、茨城県放射性物質低減のための原木きのご栽培管理ロットの認定等要領第 4 第 3 項の規定に基づき、その旨通知します。なお、出荷にあたっては、下記の点に留意願うとともに、関係者への周知及び指導をお願いします。

記

- 1 出荷の対象は、「放射性物質低減のための原木きのご栽培管理チェックシート（平成25年 9月19日茨城県農林水産部林政課）」（以下、「県チェックシート」という）に基づき管理され、基準値以下であることが確認されたロットとする。（対象ロットは以下のとおり）

認定ロット	市町村		品目	
生産者名				
登録ロット名 及び有効期間	追加ロットNo.		認定番号	

- 2 出荷対象外の生産物が流通しないよう、出荷物に①生産市町村名、②生産者名及び生産者住所、③栽培方法（露地・施設）、④県による放射性物質低減のための原木きのご栽培管理ロットの認定の表示を徹底するとともに、出荷前にはロット毎に 1 検体の検査を実施すること。なお、認定後 30 日以内に当該ロットから出荷を行う場合、出荷前検査を省略することができる。

（備考）

- ・別添として、認定通知書（様式第 2 号）の写しを添付する。

様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇農林事務所長 殿

〇〇市町村長

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定について

このことについて、(申請者) から別紙のとおり申請がありましたので、関係書類を添えて申請します。

(注) 別紙として、以下の書類を添付する。

- ・生産者から提出のあった申請書
- ・原木きのこ栽培管理チェックシートの写し
- ・栽培管理状況写真帳
- ・管理ロットに使用したきのこ原木、ほだ木及び発生した子実体の放射性セシウム濃度の検査結果報告書の写し
- ・生産者位置図
- ・運用第1の2(1)に規定する台帳

様式第5号

番 号
年 月 日

市町村長 殿

〇〇農林事務所長

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定通知書

年 月 日付けで申請のあった放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットについては、茨城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定等要領第5第2項の規定に基づき、下記のとおり認定をします。

記

市町村		品目	
生産者名			
認定ロット名 及び有効期間	追加ロットNo.	認定番号	

(注) 認定番号は別紙により決定する。

様式第6号

番 号
年 月 日

林政課長 殿

〇〇農林事務所長

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定に係る通知

年 月 日付けで認定希望者から申請のあったこのことについて、別添写しのとおり管理ロットを認定したため、茨城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定等要領第5第3項の規定に基づき、その旨通知します。

(備考)

- ・別添として、認定通知書（様式第5号）の写しを添付する。

様式第7号

年 月 日

茨城県知事 殿（出荷制限等を指示されている市町村）

〇〇農林事務所長 殿（出荷制限等を指示されていない市町村）

申請者

住 所

氏 名

放射性物質低減のための原木きこの栽培管理ロットの変更申請書

年 月 日付け第 号で認定を受けたロットについて、下記のとおり変更したいので、茨城県放射性物質低減のための原木きこの栽培管理ロットの認定等要領第6第1項の規定に基づき、申請します。

1 変更事項の内容

変更前	変更後

※ 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

2 変更理由

様式第8号

番 号
年 月 日

殿

茨城県知事
〇〇農林事務所長

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定取消通知書

茨城県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットの認定等要領第7第1項の規定に基づき、 年 月 日付け第 号により認定した放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットについては、下記のとおりその認定を取り消します。

記

認定取消となるロットの認定番号

認定を取り消す理由

様式第9号

年 月 日

茨城県知事 殿（出荷制限等を指示されている市町村）

〇〇農林事務所長 殿（出荷制限等を指示されていない市町村）

市町村長

放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関する実施状況報告書

年 月 日付け〇〇第〇号で認定を受けた放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理ロットについて、別添のとおり 年度の実施状況を報告します。

(様式第9号の別添)

認定を受けた栽培管理ロットの管理状況

品目 (露地・施設)	ロット番号 (認定番号)	ほだ場 (○市大字)	管理本数(本)		子実体の検査結果		ロットの 使用状況
			コナラ	(樹種名)	放射性物質濃度 (Bq/kg)	測定年月日	

※「ロットの使用状況」欄には、ロットの使用を継続しているか、もしくは使用を中止して廃棄した等、現況を記載すること。

※使用を継続している場合、管理状況がわかる写真を添付すること。